

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少となった事業者の方へ 令和3年度分固定資産税・都市計画税の軽減制度のご案内

【概要】

○新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等の方に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

対象者及び軽減内容等

【対象者】下表のとおり、一定の収入の減少があった中小事業者等(※1)

【軽減内容】償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロ

【対象年度】当該措置は、令和3年度の課税分に限定

令和2年(2020年)2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

(※1)「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

申告方法等

【申告方法】認定経営革新等支援機関等(※2)の確認を受けた申告書(原本)に加えて、同機関に提出した書類と同じものを提出してください(コピー可)。

(※2) 専門知識や実務経験が一定以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。

具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。

なお、中小企業等経営強化法の認定を受けた「認定経営革新等支援機関」のほか、認定を受けていない税理士等についても含まれます。

【申告期限】令和3年(2021年)2月1日(月) 当日消印有効



上記申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。
お早めにご申告いただきますようお願いいたします。

申告書類

【全ての事業者から提出が必要な書類】

(1) 申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)

→事業収入割合、特例対象資産一覧、中小事業者等であることの誓約など

※償却資産の特例対象資産一覧については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。

(2) 収入減を証する書類

→会計帳簿や青色申告決算書の写しなど

(3) 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など)

※(3)については、個人事業主のみ提出が必要です。



QRコード

【場合によって提出が必要となる書類】

(4) 収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類

● 申告書の様式や認定経営革新等支援機関等など詳細については、右上のQRコード↑から本市ホームページをご覧ください。WEB検索キーワード：**八王子市 コロナ 固定軽減** で検索！

お問い合わせ・申告書送付先

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 税務部資産税課 家屋担当 電話 042-620-7223
償却資産担当 電話 042-620-7221

八王子市役所ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>